

## ■令和7年度第7回（第348回）都市経営戦略会議結果概要

【日 時】 令和7年11月21日（金） 午前10時40分～午前11時10分

【場 所】 政策会議室

【出席者】 市長、日野副市長、新屋副市長、水道事業管理者、教育長  
都市戦略本部長、総務局長、財政局長、水道局長、総合政策監

【議 題】 さいたま市水道事業中期経営計画（2026-2030）（素案）について

### < 提案説明 >

さいたま市水道事業中期経営計画（2026-2030）（素案）について、水道局より次のとおり説明があった。

- ・ 今回の審議事項は、水道事業を取り巻く社会経済情勢の変化を踏まえ、令和8年度から12年度における主要事業及び投資・財政計画を決定し、次期中期経営計画とするもの。
- ・ 中期経営計画は、さいたま市水道事業長期構想と併せて、総務省通知に基づく「さいたま市水道事業の経営戦略」に位置付けられるものであり、上位計画である長期構想において、3つの基本理念と5つの基本施策を定め、5か年ごとに中期経営計画を策定し、事業を推進している。
- ・ 現行の中期経営計画における主要事業については、着実に取り組んでおり、令和6年度は21の事業のうち、4事業がA評価、17事業がB評価となった。財政収支の見込みについて、物価上昇による費用の増加等を受けて、令和7年度の純利益は計画を下回る見込みとなり、純利益は下降基調にあるものの、計画期間を通じて黒字を維持する見込みである。企業債についても、計画上の借入残高に抑えられる見込みである。
- ・ また、多くの水道利用者は、施設の老朽化、自然災害などに対する危機管理対策を水道事業の課題として認識しており、アンケートでは水道料金が多少上がっても早期に対策に取り組んでほしいといった御意見をいただいている。
- ・ 次期中期経営計画の策定に向けた、水道事業の現状と課題としては、相次ぐ自然災害や埼玉県営水道用水供給単価の引上げなど、社会経済情勢の変化や、人材確保、人材育成及び技術継承、施設の強靱化、コスト管理・安定経営の確保、最近の急騰するコスト増への対応が挙げられる。
- ・ これらを踏まえて、水道事業審議会に御議論をいただき、次期計画の方向性について答申をいただいた。内容としては、次期計画の主要事業における事業数の精査及び目標指標の修正、「社会貢献の取組の推進（SDGs達成への貢献）」分野の新設、基本施策に関連する業務指標と市民・お客様目線の評価指標の追加を行うことのほか、課題に対する4つの附帯意見が付された。
- ・ 水道事業審議会からの答申を踏まえ、次期計画は、主要事業の見直しや各指標の見

直し、SDGs関連目標・PDCA関連指標の追加を行うもの。

- ・ 附帯意見への対応については、人材確保に関する取組を強化するほか、施設の強靱化・災害対策として、老朽管更新における重要施設への管路耐震化の優先的な実施、市民との情報共有と連携の強化、災害時等における職員の対応能力の強化を行う。
- ・ また、安定経営については、工事平準化の取組の推進、資産維持費の確保及び世代間の公平性を念頭に置いた投資・財政計画の検討を行い、併せて市民理解の促進に向けた情報発信を強化する。
- ・ SDGs関連目標の設定については、国際協力事業の推進及び環境に配慮した事業の推進、社会福祉就労支援の推進を、新たに計画に位置付けることとした。
- ・ また、重点的な取組事項については、検針業務の効率化・使用水量の見える化・漏水の早期発見によるお客様サービスの向上を目的として、スマート水道メーター導入の推進による検針データの活用を位置付けることとした。
- ・ 投資・財政計画については、今後の人口推計や水需要の予測、県営水道料金の改定、物価高騰等を踏まえて試算すると、次期計画期間において純利益がマイナスに転じるとともに、令和10年度以降には財源も枯渇し、事業の継続が困難となる状況が見込まれる。また、水道事業審議会答申の附帯意見である「料金改定の速やかな検討開始」にも鑑み、計画期間内の収支均衡を図り、経常収支比率の目標である110%を達成するための取組の検討を開始する必要性を認識している。

#### < 意見等 >

- ・ 今後の事業収支の状況が厳しい中、水道料金の改定の可能性も含めて、計画期間内に収支均衡を達成するための投資・財政計画の方向性を示した上で、中期経営計画を策定すべき。
- ・ 一方で、水道料金の改定は今後の検討過程で決定するものであり、誤解を招かないように改定する場合の方向性の示し方については配慮が必要ではないか。
- ・ 今後、水道料金の改定を検討する場合は、水道事業審議会へ諮問する内容や審議会の進め方に留意すべき。

#### < 結果 >

さいたま市水道事業中期経営計画（2026-2030）（素案）について、原案のとおり了承とする。

ただし、次の点に留意すること。

- ・ 次期中期経営計画における投資・財政計画については、水道事業審議会における答申の附帯意見を踏まえ、水道料金の改定の可能性も含めて検討し、水道事業の経営戦略として策定すること。
- ・ 水道料金の在り方の検討に当たっては、様々な可能性を考慮し、今後の水道事業審議会への諮問・答申に係る一連のプロセスを丁寧に進め、審議会での十分な御議論を経た答申を踏まえ、適切に整理すること。

< 会議資料 >

- ・ さいたま市水道事業中期経営計画（2026-2030）（素案）について